

人事院公示第 1 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 2 月 5 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初任	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初任

<p>給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、<u>人事院規則 9—8—94 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事</u></p>	<p>給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9—8—8 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—14 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—18 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—40 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—57 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—68 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9—8—90 (人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、<u>人事院規則 9—15 (宿日直手当)</u>、人事院規則 9—17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9—2</p>
---	--

院規則)、人事院規則 9-15 (宿 日直手当)、人事院規則 9-17 (俸給の特別調整額)、人事院規則 9-24 (通勤手当)、人事院規則 9-30 (特殊勤務手当)、人事院 規則 9-34 (初任給調整手当)、 人事院規則 9-40 (期末手当及び 勤勉手当)、人事院規則 9-43 (休日給)、 <u>人事院規則 9-49</u> (地域手当)、 <u>人事院規則 9-49</u> <u>-57 (人事院規則 9-49 (地域</u> <u>手当) の一部を改正する人事院規</u> <u>則)</u> 、人事院規則 9-54 (住居手 当)、人事院規則 9-55 (特地勤 務手当等)、人事院規則 9-80 (扶養手当)、人事院規則 9-82 (俸給の半減)、人事院規則 9-8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9 -93 (管理職員特別勤務手当)、 人事院規則 9-97 (超過勤務手 当)、人事院規則 9-102 (研究 員調整手当)、人事院規則 9-12 1 (広域異動手当)、人事院規則 9 -122 (専門スタッフ職調整手 当)、人事院規則 9-123 (本府 省業務調整手当)、人事院規則 9-	4 (通勤手当)、人事院規則 9-3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9 -34 (初任給調整手当)、人事院 規則 9-40 (期末手当及び勤勉手 当)、人事院規則 9-43 (休日 給)、 <u>人事院規則 9-49 (地域手</u> <u>当)</u> 、人事院規則 9-54 (住居手 当)、人事院規則 9-55 (特地勤 務手当等)、人事院規則 9-80 (扶養手当)、人事院規則 9-82 (俸給の半減)、人事院規則 9-8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9 -93 (管理職員特別勤務手当)、 人事院規則 9-97 (超過勤務手 当)、人事院規則 9-102 (研究 員調整手当)、人事院規則 9-12 1 (広域異動手当)、人事院規則 9 -122 (専門スタッフ職調整手 当)、人事院規則 9-123 (本府 省業務調整手当)、人事院規則 9 -129 (東日本大震災及び東日本大 震災以外の特定大規模災害等並びに 特定新型インフルエンザ等に対処す るための人事院規則 9-30 (特殊 勤務手当) の特例)、人事院規則 9 -147 (給与法附則第 8 項の規定
--	--

1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9—3 0 (特殊勤務手当) の特例)、人事院規則 9—1 4 7 (給与法附則第 8 項の規定による俸給月額)、人事院規則 9—1 4 8 (給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による俸給) 及び人事院規則 9—1 5 1 (在宅勤務等手当) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～四の三 (略)

五 人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) に規定する次に掲げる事項

(1) 第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(1 の 2) ・ (1 の 3) (略)

(2)～(39) (略)

(削る)

による俸給月額)、人事院規則 9—1 4 8 (給与法附則第 1 0 項、第 1 2 項又は第 1 3 項の規定による俸給) 及び人事院規則 9—1 5 1 (在宅勤務等手当) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～四の三 (略)

五 人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) に規定する次に掲げる事項

(新設)

(1) ・ (1 の 2) (略)

(2)～(39) (略)

(39 の 2) 別表第 4 の備考第 2 項

(40)～(42 の 17) (略)

五の二～五の八 (略)

五の九 人事院規則 9—8—9 4

(人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則) に規定する次に掲げる事項

(1) 附則第 3 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(2) 附則第 4 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び事項について定めること。

(3) 附則第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

五の十 (略)

六 (略)

七 人事院規則 9—2 4 (通勤手当) に規定する次に掲げる事項

の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び率について定めること。

(40)～(42 の 17) (略)

五の二～五の八 (略)

(新設)

五の九 (略)

六 (略)

七 人事院規則 9—2 4 (通勤手当) に規定する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 第8条第1項第1号ロ (第12条第3項)において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) 第11条第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(削る)

(7) 第13条第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(8) 第14条の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(1)・(2) (略)

(2の2) 第8条第1項第1号ロ (第13条第3項及び第18条第3項)において準用する場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(2の3) (略)

(3) (略)

(4) 第11条の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(5) 第12条の規定に基づき、人事院が認めることとされている基準について認めること。

(6) 第14条の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(7) 第15条の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(9) 第15条第1項第1号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(10) 第15条第1項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(11) 第15条第2項第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居について認めること。

(削る)

(12) 第18条第2項第1号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。

(13) 第18条第2項第1号ロ又は第2号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(8) 第16条第1号の規定に基づき、人事院が認めることとされている住居及び職員について認めること。

(9) 第16条第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(新設)

(10) 第17条第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。

(10の2) 第19条の2第2項第1号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。

(10の3) 第19条の2第2項第1号ロ若しくは第2号ロ若しくはハ、第3項第1号ロ若しくは第2号ロ若しくはハ又は第4項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとさ

(14) 第18条第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(15) 第19条第1項第1号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(16) 第19条第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

(17) 第22条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。

八・九 (略)

十 人事院規則9—40 (期末手当及び勤勉手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の2) (略)

(4の3) 第13条第1項第1号ニ、第3号ハ又は第4号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員につ

れている額について定めること。

(新設)

(10の4) 第19条の3第1項第1号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(10の5) 第19条の3第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

(11) 第21条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。

八・九 (略)

十 人事院規則9—40 (期末手当及び勤勉手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の2) (略)

(4の3) 第13条第1項第1号ニ又は第3号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定める

いて定めること。

(4の4)～(8) (略)

十の二 (略)

十一 人事院規則9—49 (地域手当) に規定する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 第11条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

(4) 第11条第2項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている割合について定めること。

(5) 第12条第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

(6) 第13条第1項第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている法人について認めること。

(7) 第13条第2項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされているものについて

こと。

(4の4)～(8) (略)

十の二 (略)

十一 人事院規則9—49 (地域手当) に規定する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 第13条第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている法人について認めること。

(新設)

て定めること。

(8) 第14条第1項第4号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(新設)

(9) 第14条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている地域手当の額及び支給期間について定めること。

(新設)

(10) (略)

(4) (略)

(11) 第17条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(5) 第18条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(削る)

(6) 附則第5条の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。

(12) (略)

(7) (略)

十一の二 人事院規則9-4-9-57 (人事院規則9-4-9 (地域手当) の一部を改正する人事院規則) に規定する次に掲げる事項

(新設)

(1) 附則第9条の規定に基づ

き、人事院が定めることとさ
れている経過措置について定
めること。

- (2) 附則別表第2の規定に基づ
き、人事院が認めることとさ
れている官署について認める
こと及び人事院が定めること
とされている級地について定
めること。

十二 人事院規則9—54（住居
手当）に規定する次に掲げる事
項

(1)～(4)（略）

- (5) 第5条第3項の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている場合について定める
こと。

(6)・(7)（略）

- (8) 第8条第1項の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている場合及び日について
定めること。

(9)（略）

十三 人事院規則9—55（特
地勤務手当等）に規定する次に掲
げる事項

十二 人事院規則9—54（住居
手当）に規定する次に掲げる事
項

(1)～(4)（略）

（新設）

(5)・(6)（略）

（新設）

(7)（略）

十三 人事院規則9—55（特
地勤務手当等）に規定する次に掲
げる事項

(1)～(4の2) (略)

(5) 第5条第2項第5号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

(6) 第5条第3項第6号の規定に基づき、人事院が定めることとされている期間及び額について定めること。

(7)～(10) (略)

十四 人事院規則9—80（扶養手当）に規定する次に掲げる事項

(1) 第3条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

(2) 第5条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。

(3) 第6条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(1)～(4の2) (略)

(新設)

(新設)

(5)～(8) (略)

十四 人事院規則9—80（扶養手当）第5条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(新設)

(新設)

(新設)

十四の二 (略)

十五 人事院規則 9—89 (単身赴任手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(9) 第 7 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。

(10) (略)

(11) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び日について定めること。

(12) (略)

十六 人事院規則 9—93 (管理職員特別勤務手当) 第 6 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(削る)

(削る)

十四の二 (略)

十五 人事院規則 9—89 (単身赴任手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(新設)

(10) (略)

十六 人事院規則 9—93 (管理職員特別勤務手当) に規定する次に掲げる事項

(1) 第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。

(2) 第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされてい

	<u>る事項について定めること。</u>
十六の二～二十四 (略)	十六の二～二十四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。